

発議案第 27 号

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 8 年 3 月 17 日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 佐藤 和幸

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 36 号)
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 230」を「100 分の 232.5」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。